情報ファイル

information file

年金

国民年金保険料免除申請

経済的な理由などで保険料の納付が困難な方は、免除要件により、全額免除・4分の3免除・半額免除・4分の1免除の制度があります。

申請は、7月から行うことができます。

免除申請期間は、7月から翌年の7月までの間はいつでもできますが、受付期間が長い分申請忘れも多くなりますので、できるだけ早く手続きをしてください。

また、若年者（30歳未満）を対象として、本人と配偶者の所得で猶予の判断をする「若年者納付猶予制度」、大学生・専門学校生などの学生を対象とする「学生納付特例」もあります。

ただし、猶予ですので免除はされません。

一部納付する場合は、次の保険料額（月額）の納付が必要になります。

※未納の場合、一部免除が無効になります。

・4分の3免除　3,750円
・2分の1免除　7,490円
・4分の1免除　1万1,240円

対象

①所得の少ない方

②失業により保険料を納付することが困難と認められたとき（離職票などの写しが必要）

③事業の休止または廃止により離職者支援資金貸付制度による貸付金の交付を受けたとき（貸付決定通知書の写しが必要）

免除期間の取り扱い　保険料が未納になっていると、その未納となっている期間は、老齢基礎年金の受給額には反映されません。

免除を受けると、全額免除は免除を受けた期間の2分の1、4分の3免除は8分の5、半額免除は4分の3、4分の1免除は8分の7が老齢基礎年金の受給額として反映されます。（平成20年度以前の率は右記の率とは異なります。）

その他　免除期間中の納付免除を受けた分の保険料は、10年以内であれば追納することができます。この場合、2年を経過した分の保険料は当時の保険料に加算額を上乗せした額が追納額になります。

申請免除に必要なもの　年金手帳、印鑑

※平成24年1月2日以降高浜市に転入した方は、申請者とその配偶者およびその世帯の世帯主それぞれの平成23年分所得（課税）証明書（所得額・控除額のわかるもの）が必要です。

※今年度・前年度の失業により申請する場合は、雇用保険被保険者離職票・雇用保険受給資格者証などが必要です。

問合せ先

市民窓口グループ

☎52-1111（内線216・261）

法改正

事業主（従業員数100人以下）の方 7月1日（日）から改正育児・介護休業法の導入が義務となります

就業規則などへ規定整備をお願いします。

①短時間勤務制度

事業主は、3歳に満たない子を養育する従業員について、希望した者が利用できる短時間勤務制度（1日の所定労働時間を原則として6時間とする措置）を設けなければならなりません。

②所定外労働の制限

3歳に満たない子を養育する従業員が申し出た場合には、事業主は、所定労働時間を超えて労働させてはなりません。

③介護休暇

要介護状態にある対象家族の介護やそのほかの世話を行う従業員は、事業主に申し出ることにより、対象家族が1人であれば年に5日まで、2人以上であれば年に10日まで1日単位で休暇を取得することができます。

・改正育児・介護休業法に関する情報は、厚生労働省ホームページで紹介しています。

http://www.mhlw.go.jp/topics/2009/07/tp0701-1.html

・就業規則の規定例はこちらへ

http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/pamphlet/02.html

改正育・介法特別相談窓口

愛知労働局雇用均等室

☎052-219-5509